

## 令和7年度一関地区広域行政組合介護予防・日常生活支援総合事業サービス 事業者運営指導計画について

### 1 指導目的

「一関地区広域行政組合介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年一関地区広域行政組合告示第9号）」等に規定される各サービスの取扱いや、介護報酬の請求に関する事項について、周知徹底することを目的とする。

### 2 運営指導

(1) 対象事業所数

19事業所（訪問型7事業所、通所型12事業所）

(2) 実施時期

令和7年9月から令和8年1月（予定）まで

(3) 実施通知

運営指導の実施に当たっては、原則として指導実施日の1か月前までに、指導の対象となる事業所に対し通知する。

(4) 実施方法

事前提出資料及び各種必要書類の確認並びに現地確認により、各種基準等に適合しているかについて確認を行う。

(5) 資料の提出

運営指導の実施前に、対象となる事業者に対し事前提出調書及び自主点検票等、運営指導に関し必要な資料の提出を依頼する。

なお、提出書類の様式は当組合のホームページに後日掲載する。

### 3 その他

(1) 運営指導終了後、おおむね2週間以内に、実施結果を当該事業所に通知する。

また、改善を要すると認められた事項については、文書により改善内容の報告を求めるものとする。

(2) 運営指導実施時間は1時間程度とし、当組合からの訪問職員は3名以内とする。

令和6年度運営指導結果について（訪問型）

- 1 実施期間 令和6年9月から令和7年1月まで  
2 事業所数 10 事業所

○指導結果（文書指導）

項目	区分①	区分②	件数
人員	管理者	人員配置	1 件
運営	説明・同意・契約 ※1	契約書等の不備	1 件
	サービス計画	モニタリング	1 件
合計			3 件

○指導結果（口頭指導）

項目	区分①	区分②	件数
運営	説明・同意・契約※1	契約書等の不備	2 件
	運営規程 ※2	運営規程等の不備	6 件
	事故発生対応、事故防止体制	マニュアル	1 件
	サービスの質	研修・広告	2 件
	記録	記録の保管	1 件
	秘密保持	秘密保持	2 件
合計			14 件

※1 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第29条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。（平成11年厚生省令第37号第8条）

※2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。（平成11年厚生省令第37号29条）

- 1 事業の目的及び運営の方針
- 2 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 3 営業日及び営業時間
- 4 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 5 通常の事業の実施地域

- 6 緊急時等における対応方法
- 7 虐待の防止のための措置に関する事項
- 8 その他運営に関する重要事項

### 3 その他

電子申請届出システムの利用について（共通）

介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出書を含む）に関する申請届出について、厚生労働省の「電子申請届出システム」で受付を行っています。本システムを利用することで申請・届出の内容確認や受付状況などを確認することができます。ぜひ利用願います。

○関連のホームページ URL

- ① 電子申請届出システムの概要（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

- ② 電子申請・届出システムログイン

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php>

- ③ G ビズ ID

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

## 令和6年度運営指導結果について（通所型）

- 1 実施期間 令和6年9月から令和7年1月まで
- 2 事業所数 15 事業所

### ○指導結果（文書指導）

項目	区分①	区分②	件数
介護保険法	変更の届出	届出日	1 件
設備	事業所面積などの変更	届出	2 件
運営	ハラスメント	マニュアル	1 件
	虐待	委員会の開催	1 件
	非常災害対策等	委員会の開催	1 件
		マニュアル	1 件
合計			7 件

### ○指導結果（口頭指導）

項目	区分①	区分②	件数
介護保険法	資料提出	締切日	1 件
設備	事業所面積等の変更	届出	1 件
運営	説明・同意・契約 ※1	契約書等の不備	12 件
		マニュアル	5 件
	非常災害対策 ※2	避難訓練	6 件
		委員会等の開催	2 件
	虐待	委員会等の開催	1 件
	地域との交流	交流の推進	1 件
	サービス計画	計画書の不備	1 件
		サービス内容	1 件
サービスの質	研修・広告	2 件	
合計			33 件

※1 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第29条に規定する運営規程の概要、通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。（平成11年厚生省令第37号第8条、105条）

※2 指定通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。(平成11年厚生省令第37号第103条)

### 3 その他

電子申請届出システムの利用について (共通)

介護サービスに係る指定及び報酬請求(加算届出書を含む)に関する申請届出について、厚生労働省の「電子申請届出システム」で受付を行っています。本システムを利用することで申請・届出の内容確認や受付状況などを確認することができます。ぜひ利用願います。

○関連のホームページ URL

① 電子申請届出システムの概要 (厚生労働省ホームページ)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

② 電子申請・届出システムログイン

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php>

③ G ビズ ID

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

令和7年4月1日適用分の介護報酬改定について

1. 訪問型サービス（独自）

サービス内容略称	改正前	改正後
業務継続未策定減算	—	所定単位数の100分の1減算
介護職員等処遇改善加算V1	所定単位数の1000分の221加算	廃止
介護職員等処遇改善加算V2	所定単位数の1000分の208加算	廃止
介護職員等処遇改善加算V3	所定単位数の1000分の200加算	廃止
介護職員等処遇改善加算V4	所定単位数の1000分の187加算	廃止
介護職員等処遇改善加算V5	所定単位数の1000分の184加算	廃止
介護職員等処遇改善加算V6	所定単位数の1000分の163加算	廃止
介護職員等処遇改善加算V7	所定単位数の1000分の163加算	廃止
介護職員等処遇改善加算V8	所定単位数の1000分の158加算	廃止
介護職員等処遇改善加算V9	所定単位数の1000分の142加算	廃止
介護職員等処遇改善加算V10	所定単位数の1000分の139加算	廃止
介護職員等処遇改善加算V11	所定単位数の1000分の121加算	廃止
介護職員等処遇改善加算V12	所定単位数の1000分の118加算	廃止
介護職員等処遇改善加算V13	所定単位数の1000分の100加算	廃止
介護職員等処遇改善加算V14	所定単位数の1000分の76加算	廃止

○ 業務継続未策定減算

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するための、業務継続計画が未策定の場合に適用される減算です。

○ 介護職員等処遇改善加算Vの廃止

令和6年度中の経過措置（激変緩和措置）であったV1～14は廃止となりました。

2. 訪問型サービスA（基準緩和）

訪問型サービス（独自）の業務継続未策定減算と同様の取り扱いです。

### 3. 通所型サービス（独自）

サービス内容略称	改正前	改正後
介護職員等処遇改善加算V 1	所定単位数の 1000 分の 81 加算	廃止
介護職員等処遇改善加算V 2	所定単位数の 1000 分の 76 加算	廃止
介護職員等処遇改善加算V 3	所定単位数の 1000 分の 79 加算	廃止
介護職員等処遇改善加算V 4	所定単位数の 1000 分の 74 加算	廃止
介護職員等処遇改善加算V 5	所定単位数の 1000 分の 65 加算	廃止
介護職員等処遇改善加算V 6	所定単位数の 1000 分の 63 加算	廃止
介護職員等処遇改善加算V 7	所定単位数の 1000 分の 56 加算	廃止
介護職員等処遇改善加算V 8	所定単位数の 1000 分の 69 加算	廃止
介護職員等処遇改善加算V 9	所定単位数の 1000 分の 54 加算	廃止
介護職員等処遇改善加算V 10	所定単位数の 1000 分の 45 加算	廃止
介護職員等処遇改善加算V 11	所定単位数の 1000 分の 53 加算	廃止
介護職員等処遇改善加算V 12	所定単位数の 1000 分の 43 加算	廃止
介護職員等処遇改善加算V 13	所定単位数の 1000 分の 44 加算	廃止
介護職員等処遇改善加算V 14	所定単位数の 1000 分の 33 加算	廃止

#### ○ 介護職員等処遇改善加算 V の廃止

令和 6 年度中の経過措置（激変緩和措置）であった V1～14 は廃止となりました。

### 4. 通所型サービス A（基準緩和）

変更点はありません。